第43回 定時株主総会
招集ご通知

株式会社ハイデイ日高

開催日時	2021年５月26日（水曜日）午前10時 受付開始：午前９時
開催場所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５ **パレスホテル大宮「ローズルーム」（４階）** （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
決議事項 議　　案	取締役10名選任の件

＜新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ＞
新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、可能な限り本株主総会会場へのご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。
新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、会場の席数を制限しております。また、席数を超えるご来場があった際、入場を制限させていただく場合がございます。予めご承知くださいますようお願い申しあげます。

＜お土産について＞
昨年より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/7611/

株式会社ハイデイ日高
証券コード：7611

株主各位

証券コード　7611
2021年５月11日

埼玉県さいたま市大宮区大門町３丁目105番地
株式会社ハイデイ日高
代表取締役社長　高　橋　　均

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、２ページから３ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2021年５月25日（火曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

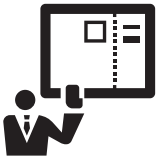
記

1 日　　時	**2021年５月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**
2 場　　所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５ パレスホテル大宮「ローズルーム」（４階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。） お土産及びお飲み物の提供はございません。
3 目的事項	**報告事項**　第43期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件 **決議事項**　議案　取締役10名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.hiday.co.jp/）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年５月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年５月25日（火曜日）
午後６時到着分まで



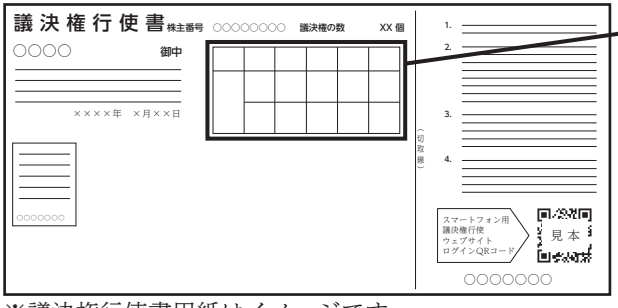
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年５月25日（火曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

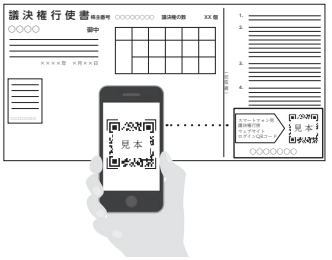
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

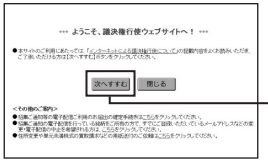
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

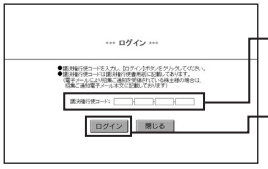
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位及び担当等	属　性
1	神田（かんだ）　正（ただし）	代表取締役　執行役員会長	再任
2	高橋（たかはし）　均（ひとし）	代表取締役　執行役員社長 商品開発部長	再任
3	有田（ありた）　明（あきら）	取締役　常務執行役員　営業部長	再任
4	島（しま）　需一（じゅいち）	取締役　常務執行役員　経営企画部長	再任
5	吉田（よしだ）　信行（のぶゆき）	取締役　常務執行役員　行田工場長	再任
6	加瀬（かせ）　博之（ひろゆき）	取締役　執行役員　営業部長	再任
7	渕上（ふちがみ）　龍俊（たつとし）	取締役　執行役員　営業部長	再任
8	青野（あおの）　敬成（ひろしげ）	取締役　執行役員　営業管理部長兼情報システム室長	再任
9	赤地（あかち）　文夫（ふみお）	社外取締役	再任　社外　独立
10	長田（ながた）　正（ただし）	社外取締役	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

かんだ ただし
神田 正

再任

生年月日
1941年2月20日
所有する当社の株式数
6,232,233株
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1973年2月　中華料理来来軒開業
1978年3月　㈲日高商事設立、代表取締役社長
1983年10月　同社を改組し、㈱日高商事（現㈱ハイデイ日高）設立、代表取締役社長
2006年5月　当社代表取締役社長（兼）執行役員社長
2009年5月　当社代表取締役会長（兼）執行役員会長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

当社創業以来の豊富な業務経験と外食産業の経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

たかはし ひとし
高橋 均

再任

生年月日
1947年6月3日
所有する当社の株式数
1,560,683株
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1974年4月　中華料理来来軒入店
1978年3月　㈲日高商事設立、常務取締役
1983年10月　同社を改組し、㈱日高商事(現㈱ハイデイ日高)設立、常務取締役
1993年10月　当社常務取締役営業本部長
2001年6月　当社専務取締役営業本部長(兼)商品開発部長
2006年5月　当社取締役専務執行役員営業本部長(兼)商品開発部長
2007年9月　当社取締役専務執行役員営業本部長(兼)商品開発部長(兼)新業態開発部長
2008年4月　当社取締役専務執行役員営業本部長(兼)商品開発部長
2009年5月　当社代表取締役社長(兼)執行役員社長(兼)営業本部長(兼)商品開発部長
2010年3月　当社代表取締役社長(兼)執行役員社長(兼)商品開発部長(現任)

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

当社における全社的視点に立った豊富な業務経験と外食産業の経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **3**

有田（ありた） 明（あきら）

再任

生年月日
1953年3月25日
所有する当社の株式数
35,910株
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1994年8月　当社入社
1999年11月　当社営業企画部長
2003年11月　当社営業部長
2007年6月　当社執行役員営業部長
2009年5月　当社取締役執行役員営業部長
2010年3月　当社取締役執行役員営業本部長（兼）営業部長
2010年5月　当社取締役常務執行役員営業本部長（兼）営業部長
2011年5月　当社取締役常務執行役員営業本部長
2014年7月　当社取締役常務執行役員営業部長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

当社に入社以来、営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **4**

島（しま） 需一（じゅいち）

再任

生年月日
1952年11月10日
所有する当社の株式数
16,284株
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2005年4月　当社入社経営企画部長
2007年6月　当社執行役員経営企画部長
2012年5月　当社取締役執行役員経営企画部長
2014年5月　当社取締役常務執行役員経営企画部長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

財務・経理の各部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 5

吉田 信行（よしだ のぶゆき）

再任

生年月日
1955年10月25日
所有する当社の株式数
18,966株
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2004年1月　当社入社営業企画部長
2007年6月　当社執行役員営業企画部長
2007年9月　当社執行役員営業部長
2011年6月　当社執行役員行田工場長
2014年5月　当社取締役執行役員行田工場長
2016年5月　当社取締役常務執行役員行田工場長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

食品製造・品質保証・生産技術部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 6

加瀬 博之（かせ ひろゆき）

再任

生年月日
1975年9月21日
所有する当社の株式数
6,146株
取締役会出席状況
13/14回

略歴、当社における地位及び担当

1996年4月　当社入社
2013年5月　当社執行役員地区長
2014年7月　当社執行役員営業部長
2017年5月　当社取締役執行役員営業部長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 7

渕上　龍俊（ふちがみ　たつとし）

再任

生年月日
1964年９月13日
所有する当社の株式数
15,273株
取締役会出席状況
13/14回

略歴、当社における地位及び担当

1996 年11月　当社入社
2014 年 5 月　当社執行役員地区長
2014 年 7 月　当社執行役員営業部長
2016 年 5 月　当社執行役員営業管理部長
2017 年 5 月　当社取締役執行役員営業管理部長
2018 年 9 月　当社取締役執行役員営業部長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 8

青野　敬成（あおのひろしげ）

再任

生年月日
1974年４月３日
所有する当社の株式数
24,053株
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1999 年 4 月　当社入社
2016 年 5 月　当社営業部長
2017 年 5 月　当社執行役員営業部長
2018 年 9 月　当社執行役員営業管理部長
2019 年 2 月　当社執行役員営業管理部長兼情報システム室長
2019 年 5 月　当社取締役執行役員営業管理部長兼情報システム室長（現任）

重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な業務経験を有するとともに、当社取締役に相応しい人格を有しております。当社取締役としての職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **9**

赤地（あかち） 文夫（ふみお）

再任

社外

独立

生年月日
1953年4月1日
所有する当社の株式数
1,100株
取締役会出席状況
13/14回

略歴、当社における地位及び担当

1972年8月　三国コカ・コーラボトリング㈱入社
2004年3月　同社取締役常務執行役員営業本部長
2009年3月　同社取締役専務執行役員営業本部長(兼)東支社長
2012年10月　同社取締役副社長執行役員経営戦略本部長
2013年7月　コカ・コーライーストジャパン㈱取締役
2014年1月　同社取締役常務執行役員営業本部広域法人営業統括部長
2016年6月　㈱極楽湯(現㈱極楽湯ホールディングス）社外取締役
2018年5月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

―

社外取締役候補者とした理由等

飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務の発揮を期待しております。以上により、当社取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 **10**

長田（ながた） 正（ただし）

再任

社外

独立

生年月日
1964年6月30日
所有する当社の株式数
―
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月　㈱日本経済新聞社入社
2017年6月　㈱アリシス代表取締役社長（現任）
2019年5月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱アリシス代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由等

㈱日本経済新聞社において記者、支局長、編集委員等を歴任するなど、高度の専門的知識及び経営に関する高い見識を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務の発揮を期待しております。以上により、当社取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤地文夫氏及び長田正氏は社外取締役候補者であります。
3. 赤地文夫氏及び長田正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 赤地文夫氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年間であります。
5. 長田正氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年間であります。
6. 当社は、赤地文夫氏及び長田正氏との間で、当社定款第26条及び会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
7. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。各候補者が取締役に再任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約の契約期間は１年間であり、取締役会において決議の上、2021年８月に更新をする予定であります。

以　上

（提供書面）

当社は連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

事　業　報　告

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年４月に緊急事態宣言が発令された影響で、大きく停滞しましたが、政府や自治体による各種施策の効果もあり、宣言解除後は経済活動に回復の兆しがみられました。しかし、感染の再拡大により2021年１月に再度緊急事態宣言が発令されるなど、先行きは依然として不透明な状態が続いております。

外食産業におきましても、緊急事態宣言に伴う外出自粛や営業時間短縮・酒類の提供自粛、イベント等の中止等により消費活動は急速に減退し、過去と比較できないほどの大きな影響を受けました。当社においては、お客様や店舗スタッフに対する感染防止策を徹底するため、アルコール消毒液の店内設置、店舗スタッフのマスク着用、客席への仕切板設置等の対策を行い、お客様と店舗スタッフの安全を第一に営業を行っております。

このような環境のもとで、当社は首都圏600店舗体制に向けて安定的な新規出店、サービス水準の向上に向けた取組みや季節メニューの投入などを行い、業容拡大を図ってまいりました。

店舗展開については、14店舗出店（東京都６店舗、埼玉県４店舗、神奈川県１店舗、千葉県３店舗）、退店は24店舗、ＦＣ転換が１店舗となりましたので、２月末の直営店舗数は432店舗となりました。業態別の店舗数は「日高屋」（来来軒含む）が393店舗（ＦＣ５店舗は含まず）、「焼鳥日高」（大衆酒場日高含む）が29店舗、その他の業態が10店舗となりました。ラーメン専門の「中華そば神寄」、本格中華の「中華食堂真心」の出店も進め、従来の日高屋から業態変更した店舗も順調に推移しております。新規出店につきましては、従来からの駅前立地への出店を進める一方、ショッピングモール内や駅商業施設内への出店、ロードサイドへも出店を行いました。

商品展開としては、毎年ご好評を頂いている定番季節メニューを投入したほか、ホーリーバジルと国産鶏肉を使用し、レモン汁でさっぱりとお召し上がりいただける「バジル餃子」を投入しました。従来の餃子と食べ比べて頂いたり、どちらかをお選び頂いたりと、外食ならではの「選ぶ愉しさ」に訴求しました。また、従来の餃子とバジル餃子の両方ともお楽しみいただけるW餃子定食もご用意し、ご好評を得ております。

また、新しい生活様式に基づく消費スタイルの変化に伴うテイクアウト・デリバリーのニーズ増に対応し、事前予約システム対象店舗の増加に努めました。キャッシュレス決済については、各種還元キャンペーンに参加しＰＲ活動を行いました。クレジットカード決済についても順次取扱いを拡大し、お客様の利便性向上に取組みました。

売上高につきましては、営業時間の短縮・酒類の提供自粛等により既存店売上高前年比率は69.7%となりました。生産、原価面につきましては、無洗米等の仕入れ見直しによる購入単価の改善もありましたが、工場の生産高減少に伴う稼働率の低下により、原価率は28.3%（前期は27.4%）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、人気季節メニューの「チゲ味噌ラーメン」と各種ＳＮＳとを連携した販売促進活動を行った他、ＴＶＣＭを活用したブランドイメージの周知・向上に努めたことによる広告宣伝費の増加、キャッシュレス決済の取扱額の増加による支払手数料等の増加があった一方で、フレンド社員（当社におけるパート・アルバイト社員の呼称）の雇用を維持しつつも適切に人員をコントロールすることで人件費の抑制に努めました。しかし、売上高減少の影響が大きく販管費対売上高比率は81.2%（前期は62.9%）となりました。この結果、当期の売上高は295億63百万円（前期比30.0%減）、営業損失は27億99百万円(前期営業利益40億96百万円)、経常損失は27億78百万円（前期経常利益41億12百万円）となりました。

特別利益には受取補償金50百万円を計上しましたが、特別損失として、スクラップアンドビルドに伴う閉鎖店舗及び新型コロナウイルス感染症拡大により収益性の低下がみられる店舗について減損損失７億11百万円を計上したこと等により、当期純損失は29億46百万円（前期当期純利益25億78百万円）となりました。

② 設備投資の状況

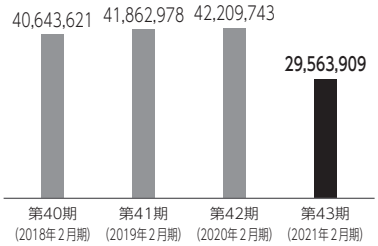
当期中における設備投資につきましては、当期中に新規開設した14店舗の差入保証金及び内装設備工事費用、既存店の改装費用などにより総額12億37百万円となりました。その内訳は、次期開設店舗分も含めた新規出店６億52百万円、改装費用など５億85百万円であります。

③ 資金調達の状況

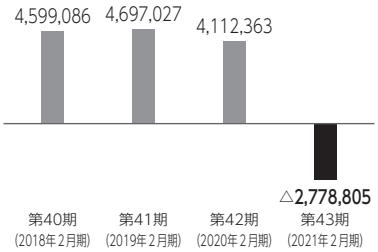
特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

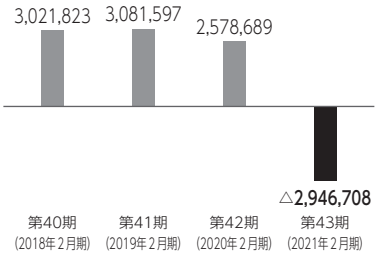
売上高 (単位：千円)



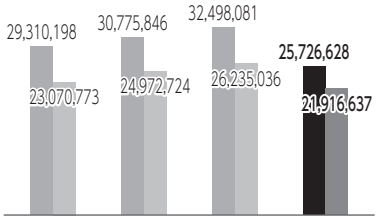
経常利益又は経常損失（△） (単位：千円)



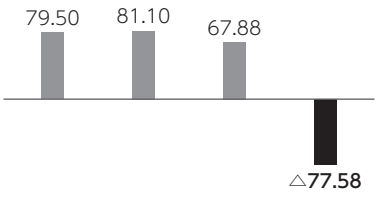
当期純利益又は当期純損失（△） (単位：千円)



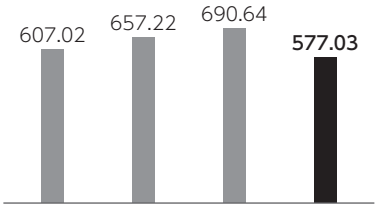
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△） (単位：円)



１株当たり純資産額 (単位：円)



区分	第40期 (2018年２月期)	第41期 (2019年２月期)	第42期 (2020年２月期)	第43期 (2021年２月期)
売上高 (千円)	40,643,621	41,862,978	42,209,743	29,563,909
経常利益又は経常損失（△） (千円)	4,599,086	4,697,027	4,112,363	△2,778,805
当期純利益又は当期純損失（△） (千円)	3,021,823	3,081,597	2,578,689	△2,946,708
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	79.50	81.10	67.88	△77.58
総資産 (千円)	29,310,198	30,775,846	32,498,081	25,726,628
純資産 (千円)	23,070,773	24,972,724	26,235,036	21,916,637
１株当たり純資産額 (円)	607.02	657.22	690.64	577.03

（注）2017年３月１日付、2018年３月１日付でそれぞれ普通株式１株につき1.2株の割合で株式分割を、2019年３月１日付で普通株式１株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）、１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令と、繰り返される感染拡大の影響により、当社におきましても例年とは全く異なる状況下での経営となりました。

当社を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が続く中で業種業態を超えた競争の激化や、原材料価格・物流費等の高騰によるコストの上昇が続き、外食産業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の中ではありますが、首都圏はさらなる成長が見込める国内最大の消費マーケットであると考えており、引き続き首都圏600店舗体制を目指し、以下の課題に取組み、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

① 新型コロナウイルス感染症対策

店舗でのアルコール消毒液の設置、間仕切りを設ける等の対策を継続し、非接触のキャッシュレス決済の拡大を行い、お客様と店舗スタッフの安心安全を第一に営業を行ってまいります。

② 売上増加施策・出店

今後も、テイクアウトやデリバリー等を推進し、新しい生活様式においてもご満足いただけるお店づくりに努め、季節商品をタイムリーに投入し、WEBやSNSと連携した販促を強化します。

出店におきましては、従来からの駅前繁華街への出店を進めるとともに、ロードサイドへの出店とスクラップアンドビルドも積極的に行います。

新業態の中華食堂真心、中華そば神寄の出店も進めるとともに、既存商品のブラッシュアップを継続して実施します。

③ 就労環境の改善

年末年始や深夜帯の営業時間を見直し、勤務時間を短縮化し有給休暇取得の推進やインターバル時間の確保に努めます。

④ 人財育成・採用

キャリアアップ意欲を促進させ、長期安定的出店を実現するため、店長育成や次世代の経営者層育成のため人財採用も積極的に行い、2022年春の新卒採用は100名を目標とします。

⑤ 業務効率化・コスト削減

店舗オペレーションについては、タッチパネル式オーダーシステムを推進し省力化を進めます。また、メンテナンス要員の増員や資格取得による内製化を行い、コストダウンに努めます。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑷ **主要な事業内容**（2021年２月28日現在）

当社は、東京都、埼玉県を中心に、神奈川県、千葉県、栃木県、茨城県において、「日高屋」「焼鳥日高」を主体に直営で432店舗展開しており、これらの店舗において提供する料理の品質向上と均一化を図るため、自社工場で麺、スープ、餃子等を開発、製造しております。

⑸ **主要な営業所及び工場**（2021年２月28日現在）

店舗

地域	店舗数
東京都	202店舗
埼玉県	108
神奈川県	69
千葉県	49
茨城県	3
栃木県	1
合計	432

工場　　行田工場　埼玉県行田市

当期において開設した店舗は以下のとおりであります。

1. 松戸西口駅前店
2. 三鷹南口中央通店
3. 聖蹟桜ヶ丘東口店
4. 茅ヶ崎北口店
5. 焼鳥日高　聖蹟桜ヶ丘東口店
6. 亀よし食堂　町田中央店
7. 東川口駅北口店
8. 所沢クラッシイ店
9. 焼鳥日高　亀戸北口店
10. 鎌ヶ谷初富店
11. 中華食堂真心　イオンタウンふじみ野店
12. 中華そば神寄　エキア川越店
13. 船堀南口店
14. 南流山店

※店舗名のみは「日高屋」であります。

⑹ **使用人の状況**（2021年２月28日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
858名	20名増	35歳3ヶ月	８年8ヶ月

（注）上記使用人のほか、2021年２月28日現在で7,353名の使用人（パート、アルバイト）を雇用しております。

⑺ **主要な借入先の状況**（2021年２月28日現在）

該当事項はありません。

2．株式の状況（2021年２月28日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　44,880,000株

⑵ **発行済株式の総数**　38,147,116株

⑶ **株主数**　21,360名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
神田正	6,232,233株	16.41%
神田賢一	3,018,187	7.95
ビーエヌワイエムアズエージーテイクライアンツ１０パーセント	1,791,116	4.72
高橋均	1,560,683	4.11
ビービーエイチフオーフイデリテイロープライスドストツクフアンド（プリンシパルオールセクターサブポートフオリオ）	1,250,406	3.29
麒麟麦酒株式会社	1,104,665	2.91
町田功	1,043,043	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	897,000	2.36
株式会社武蔵野銀行	647,060	1.70
株式会社みずほ銀行	643,777	1.69

（注）持株比率は自己株式（165,136株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役執行役員会長	神田　正	
代表取締役執行役員社長	高橋　均	商品開発部長
取締役常務執行役員	有田　明	営業部長
取締役常務執行役員	島　需一	経営企画部長
取締役常務執行役員	吉田信行	行田工場長
取締役執行役員	加瀬博之	営業部長
取締役執行役員	渕上龍俊	営業部長
取締役執行役員	青野敬成	営業管理部長兼情報システム室長
取締役	赤地文夫	
取締役	長田　正	㈱アリシス代表取締役社長
監査役（常勤）	芳本充博	
監査役	渋谷道夫	三優監査法人独立第三者委員
監査役	小山茂和	水町メディカルグループ水町クリニック事務総長

（注）１．取締役の赤地文夫及び長田正の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役の渋谷道夫及び小山茂和の両氏は、社外監査役であります。
３．監査役の渋谷道夫氏は公認会計士であり、監査役の小山茂和氏は金融機関等における長年の職務経験があり、それぞれ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役の小山茂和氏は、水町メディカルグループ水町クリニック事務総長を2021年４月15日をもって退任しております。
５．当社は、取締役の赤地文夫及び長田正の両氏並びに監査役の渋谷道夫及び小山茂和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
藤本　紘	2020年5月27日	任期満了	社外監査役
二宮　洋	2020年5月27日	任期満了	社外監査役

⑶ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	10名 (2)	117百万円 (7)
監査役 （うち社外監査役）	5 (4)	18 (7)
合計 （うち社外役員）	15 (6)	135 (14)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第38回定時株主総会において、固定枠として年額１億60百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）、変動枠として当事業年度の当期純利益の３％以内（上限50百万円、下限マイナス10百万円とし、社外取締役には支給しない）の合計額と決議いただいており、当事業年度に係る報酬等の額には変動枠報酬としてマイナス10百万円が含まれております。なお、上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。

２．上記のほか、第42期に係る役員賞与40百万円を取締役の報酬の変動枠（社外取締役には支給しない）として当事業年度において支払っております。

３．監査役の報酬限度額は、2016年５月25日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

４．監査役の支給人員及び支給額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名（うち社外監査役２名）の報酬等の額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の役員の人数は、取締役10名（うち社外取締役２名）及び監査役３名（うち社外監査役２名）であります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役赤地文夫氏は、株式会社極楽湯ホールディングス社外取締役でありましたが、2020年６月30日をもって退任いたしました。なお、当社と株式会社極楽湯ホールディングスとの間には特別の関係はありません。

・取締役長田正氏は、株式会社アリシス代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社アリシスとの間には特別の関係はありません。

・監査役渋谷道夫氏は、三優監査法人独立第三者委員であります。なお、当社と三優監査法人との間には特別の関係はありません。

・監査役小山茂和氏は、水町メディカルグループ水町クリニック事務総長を2021年４月15日をもって退任しております。なお、当社と水町メディカルグループ水町クリニックとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　赤　地　文　夫	当事業年度に開催された定時取締役会13回のうち12回、臨時取締役会１回のうち１回に出席いたしました。飲料業界での企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言を行っております。
取締役　長　田　　正	当事業年度に開催された定時取締役会13回のうち13回、臨時取締役会１回のうち１回に出席いたしました。新聞社での記者、支局長、編集委員等の経歴を活かした幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言を行っております。
監査役　渋　谷　道　夫	2020年５月27日就任以降に開催された定時取締役会10回のうち10回、監査役会８回のうち８回に出席いたしました。公認会計士としての経験を活かして業務執行の妥当性・適法性監査の観点から発言を行っております。
監査役　小　山　茂　和	2020年５月27日就任以降に開催された定時取締役会10回のうち10回、監査役会８回のうち８回に出席いたしました。金融機関等での見識を活かして大局的かつ客観的な発言を行っております。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社の監査役会は、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第１項の同意を行っております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役は当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

⑴ 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「企業倫理綱領」を定め、全役職員の活動規範を明確にするとともに、コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織として「CSR委員会」を設置して、日常的に啓蒙、研修等を通じて法令・定款及び社会規範の遵守を全役職員に徹底する。

② 当社は、役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営する。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

③ 当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、これを排除する。このため、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力と不当要求事案等への対決姿勢を明記し全役職員に徹底するとともに、当該事態が発生した場合には人事総務部を対応統括部署として、警察等外部専門機関とも連携を図りこれに対応する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に関する諸情報を文書または電磁的媒体により記録し、適切に保存及び管理する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取組む。

② 有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、社外取締役の任用及び執行役員制度の導入により、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務の執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化する。また、取締役の任期を１年とし、併せて業績連動報酬を取り入れて経営責任の明確化を図る。

② 取締役会は、法令、定款並びに取締役会規程に基づいた付議事項を審議、決定する。また、取締役会で選任された執行役員は、職務分掌、職務権限等組織運営規程に従って、効率的・効果的な業務の執行を行う。

⑸ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社単独での事業活動を行っており該当事項はありません。

⑹ 監査役の職務を補助すべき者を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき者として、監査役会の求めに応じ監査役補助者を置く。監査役補助者は、取締役及び業務執行者からは独立し、監査役の指示に従い監査役の補助のみを行う。

⑺ 監査役の職務を補助すべき者の取締役からの独立性に関する事項

監査役から委嘱を受けて、監査役の職務を補助すべき者を配置する場合には、その任命及び任命後の人事異動、報酬・評価、懲戒処分について、監査役会の同意を得るものとする。

取締役は監査役の職務を補助すべき者に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう留意するものとする。

⑻ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、法令の規定事項のほか、各監査役の要請に応じて以下をはじめとする主要な報告及び情報の提供を行うこととする。

・内部統制のシステム構築に関わる部門の活動状況
・当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、当該事実に関する事項
・内部監査部門の監査状況、社内外の通報制度の運用及び通報内容、CSR委員会並びにリスク管理委員会の活動状況に関する事項
・当社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容

監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行わないものとする。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査体制の実効性を高めるため、CSR担当役員、内部監査室長並びに監査役を委員とする「監査体制検討委員会」を設置する。
② 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
③ 監査役は、会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行い連携を図る。
④ 監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する場合の費用についても請求し、その場合は、速やかに処理する。

⑽ 財務報告に関わる内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適正に行うため、財務報告に関わる内部統制を整備し、これを運用する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴ 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

⑵ コンプライアンス体制について

コンプライアンスを含む企業の社会的責任を統括する組織としての「CSR委員会」で当社のコンプライアンスに関する課題を把握し、その対応策を実施しています。役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等について直接報告できる社内外の通報窓口（ヘルプライン）を設け、これを運営しております。なお、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない旨を規定しております。

⑶ リスク管理について

「リスク管理委員会」を設置して、全社のリスクを網羅的、総括的に管理するとともに、個々のリスクの担当部署において定期的にリスクの洗い出し及び当該リスクの予防対策と軽減に取組んでおります。有事の発生に対しては、「危機管理規程」を定め、緊急時における全役職員の迅速かつ適切な情報伝達並びに即時対応可能な体制を整備しております。

⑷ 監査役について

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・従業員へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

8．会社の支配に関する基本方針

⑴ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としては、コーポレートガバナンスを確立し、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の増大に資する者が望ましいと考えており、このため

① 法令・社会規範を遵守し、客観性と透明性を確保する経営体制の構築

② 経営資源の有効活用による業績の継続的な向上と適正な利益還元

③ 顧客・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーとの相互信頼に基づく共存共栄

を経営の基本方針として、企業価値並びに株主共同の利益の増大に取り組んでまいります。

⑵ 基本方針の実現に資する特別な取組み等について

当社は、基本方針の実現に向けて以下のとおり努めております。

① 企業価値向上への取組みについて

当社は、創業以来「駅前の屋台」を基本コンセプトとして、国民食といわれるラーメンを主体とする大衆中華を、低価格かつ高水準の品質とサービスで提供するべく直営店方式にこだわって展開してまいりました。また、立地戦略においては駅前一等地に注力する一方、主要食材であるラーメン、餃子、スープ等については自社工場で製造し、品質の維持向上とコストの低減を図ってまいりました。そしてまた、経営理念・ビジョンを共有した経営者と従業員との深い信頼に基づいた一体運営をベースにおくとともに、取引先とも親密な取引・協力関係を築いてまいりました。このような事業活動のもとで、お客様のご支持をいただき、現在順調な拡大を続けており、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

② 大規模買付け提案への考え方について

当社は現在、大規模買付け者が出現した場合の特別な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を定めてはおりません。しかしながら、企業価値の増大並びに株主共同の利益を毀損しないためにも当社の株式移動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様には長期的に安定した配当を実施するとともに、新規出店など今後の設備投資あるいは不慮の事業リスクに備えるため、一定の内部留保を確保し、財務基盤を強化することを基本方針としております。

この基本方針のもと、業績向上に応じて増配や株式分割等の利益還元策を積極的に行っていく方針であります。

配当性向については今後の新規出店などの設備投資を考慮して決定しております。

当期の配当につきましては、2020年11月９日に中間配当として１株当たり18円を実施しております。また、期末配当は、2021年４月21日開催の取締役会で１株当たり18円と決定しており、2021年５月27日が効力発生日となります。

貸借対照表

（2021年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,959,603**	**流動負債**	**2,668,178**
現金及び預金	7,848,916	買掛金	498,548
売上預け金	81,112	未払金	816,625
売掛金	432,585	未払費用	861,201
店舗食材	155,311	預り金	45,133
原材料及び貯蔵品	44,672	前受収益	4,953
前払費用	415,886	賞与引当金	351,337
未収法人税等	524,632	資産除去債務	10,931
未収消費税等	335,038	その他	79,448
その他	121,448	**固定負債**	**1,141,812**
固定資産	**15,767,025**	長期未払金	305,270
有形固定資産	**8,393,936**	長期預り保証金	35,941
建物	5,604,797	資産除去債務	800,601
構築物	31,045	**負債合計**	**3,809,991**
機械及び装置	504,286	**純資産の部**	
車両運搬具	2,511	**株主資本**	**21,906,303**
工具、器具及び備品	443,512	**資本金**	**1,625,363**
土地	1,807,544	**資本剰余金**	**1,701,684**
建設仮勘定	238	資本準備金	1,701,680
無形固定資産	**179,082**	その他資本剰余金	4
商標権	1,770	**利益剰余金**	**18,737,333**
ソフトウェア	160,366	利益準備金	38,663
電話加入権	10,275	その他利益剰余金	18,698,670
その他	6,669	別途積立金	14,194,445
投資その他の資産	**7,194,006**	繰越利益剰余金	4,504,225
投資有価証券	72,482	**自己株式**	**△158,078**
出資金	1,048	**評価・換算差額等**	**10,333**
長期前払費用	354,183	**その他有価証券評価差額金**	**10,333**
敷金及び保証金	4,456,400	**純資産合計**	**21,916,637**
保険積立金	909,590		
店舗賃借仮勘定	72,016		
繰延税金資産	1,326,116		
その他	28,136		
貸倒引当金	△25,969		
資産合計	**25,726,628**	**負債・純資産合計**	**25,726,628**

損 益 計 算 書

（2020年3月1日から 2021年2月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**29,563,909**
売上原価		**8,362,695**
売上総利益		**21,201,213**
販売費及び一般管理費		24,000,870
営業損失		**2,799,656**
営業外収益		
受取利息	991	
受取配当金	2,800	
受取手数料	2,502	
受取賃借料	4,854	
保険解約返戻金	44,570	
協賛金収入	32,000	
雑収入	35,081	122,801
営業外費用		
固定資産除却損	83,983	
雑損失	17,967	101,950
経常損失		**2,778,805**
特別利益		
受取補償金	50,000	
投資有価証券売却益	225	50,225
特別損失		
減損損失	711,349	711,349
税引前当期純損失		**3,439,930**
法人税、住民税及び事業税	70,829	
法人税等調整額	△564,051	△493,222
当期純損失		**2,946,708**

株主資本等変動計算書

（2020年3月1日から 2021年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	13,194,445	9,818,411	23,051,519	△150,677	26,227,890
当期変動額										
別途積立金の積立						1,000,000	△1,000,000	—		—
剰余金の配当							△1,367,477	△1,367,477		△1,367,477
当期純損失							△2,946,708	△2,946,708		△2,946,708
自己株式の取得									△7,400	△7,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,000,000	△5,314,185	△4,314,185	△7,400	△4,321,586
当期末残高	1,625,363	1,701,680	4	1,701,684	38,663	14,194,445	4,504,225	18,737,333	△158,078	21,906,303

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,145	7,145	26,235,036
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△1,367,477
当期純損失			△2,946,708
自己株式の取得			△7,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,188	3,188	3,188
当期変動額合計	3,188	3,188	△4,318,398
当期末残高	10,333	10,333	21,916,637

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・店舗食材（生産品）　　総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（購入品）　　月次総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・原材料　　月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品　　最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。ただし､1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
店舗建物　10年～20年
工場建物　38年
機械及び装置　２年～16年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③　長期前払費用　　均等償却を実施しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．未適用の会計基準等

（収益認識に関する会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

⑴　概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加できることとされております。

⑵　適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

⑶　当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（時価の算定に関する会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

⑴ 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

⑵ 適用予定日

2023年２月期の期首から適用します。

⑶ 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で未定であります。

（会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

⑴ 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

⑵ 適用予定日

2022年２月期の年度末から適用します。

（会計上の見積りの開示に関する会計基準）
・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

⑴ 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第１号「財務諸表の表示」（以下「IAS第１号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第１号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

⑵ 適用予定日

2022年２月期の年度末から適用します。

３.追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う１回目の緊急事態宣言の解除後は、当社の業績は緩やかな回復傾向にあったものの、2021年１月に２回目の緊急事態宣言が発出されたことを受け、再度酒類の提供・営業時間の短縮を実施しました。３月の解除後は再度回復の動きがみられますが、４月12日からは東京都にもまん延防止等重点措置が適用されるなど、現在も店舗の所在する各自治体の要請等に応じながら酒類の提供や営業時間の調整を実施しており、当社業績への影響は続くものと想定しております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大が当社の業績に与える影響は、ワクチン接種の進行等により徐々に収束に向かうものの、2022年２月期末までは続くものと仮定し、当該仮定をもとに会計上の見積り（固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性）を行っております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	10,928,425千円

⑵　圧縮記帳

固定資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は次のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

建物	1,532千円
計	1,532千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	38,147,116株	－株	－株	38,147,116株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	160,746株	4,390株	－株	165,136株

（注）自己株式の当事業年度の株式数の増加4,390株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

イ．2020年４月17日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　683,754千円
・１株当たり配当額　18円
・基準日　2020年２月29日
・効力発生日　2020年５月28日

ロ．2020年９月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　683,722千円
・１株当たり配当額　18円
・基準日　2020年８月31日
・効力発生日　2020年11月９日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2021年４月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	683,675千円
・１株当たり配当額	18円
・基準日	2021年２月28日
・効力発生日	2021年５月27日
・配当原資	利益剰余金

⑷ 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	107,263千円
未払事業税等	7,608千円
減損損失	275,470千円
減価償却超過額	20,821千円
資産除去債務	247,761千円
未払確定拠出年金移換金	39,442千円
未払役員退職慰労金	93,198千円
繰越欠損金	1,044,861千円
その他	65,966千円
繰延税金資産小計	1,902,394千円
評価性引当額	△466,860千円
繰延税金資産合計	1,435,534千円

（繰延税金負債）

未収還付事業税等	△23,173千円
資産除去債務に対応する除去費用	△81,702千円
その他有価証券評価差額金	△4,541千円
繰延税金負債合計	△109,417千円
繰延税金資産の純額	1,326,116千円

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い預金等で運用し、また資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。またデリバティブ取引等、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係等の円滑化を保有目的とする株式等であり、上場株式及び債券は、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入の相手先の信用リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券、敷金及び保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証すると共に、相手先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に時価や財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成、更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2021年２月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑴　現金及び預金	7,848,916	7,848,916	―
⑵　投資有価証券			
その他有価証券	69,982	69,982	―
⑶　敷金及び保証金	4,456,400	4,279,933	△176,466
⑷　未収法人税等	524,632	524,632	―
資産計	12,899,931	12,723,464	△176,466

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑶　敷金及び保証金

敷金及び保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

⑷　未収法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑵投資有価証券」には含めておりません。

8．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　577円03銭

⑵　１株当たり当期純損失　77円58銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月20日

株式会社ハイデイ日高
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　廿　樂　眞　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寶　野　裕　昭　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハイデイ日高の２０２０年３月１日から２０２１年２月２８日までの第４３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年３月１日から2021年２月28日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年４月21日

株式会社ハイデイ日高　監査役会

常勤監査役　芳　本　充　博　㊞

監　査　役（社外監査役）　渋　谷　道　夫　㊞

監　査　役（社外監査役）　小　山　茂　和　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

第43回定時株主総会会場ご案内図

会　場　埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５
パレスホテル大宮「ローズルーム」（４階）ＴＥＬ 048－647－3300
最寄駅　ＪＲ大宮駅（西口より徒歩５分）



＜お土産について＞

昨年より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。